

第5表

地方消費税引上げ分が充てられた社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

(歳入)

地方消費税率の引上げに伴う増収額

29,470,700

○実質的な増収額

1. 県税収入	31,323,190	
2. 地方消費税清算金収入	56,445,822	(他都道府県からの歳入)
3. 地方消費税清算金支出	29,835,409	(他都道府県への歳出)
4. 地方消費税交付金	28,462,903	(市町村への交付金)
計 (1 + 2 - 3 - 4)	29,470,700	

(歳出)

社会保障施策に要する主な経費

決算額
133,640,879

うち一般財源
124,083,157

I 国と連携して行う主な社会保障施策に要する経費

124,611,539

115,069,297

○社会福祉

・児童手当	45,722,511	40,611,407
・生活保護	3,644,823	3,644,823
・子どものための教育・保育給付費負担	2,763,384	640,221
・障害者生活介護県費負担	13,570,801	13,570,801
・地域医療介護総合確保基金造成 (介護分)	3,344,234	3,344,234
・その他	138,956	46,319
	22,260,313	19,365,009

○社会保険

・介護給付費県費負担	70,094,505	69,984,581
・後期高齢者医療対策 (県費定率負担)	26,224,390	26,224,390
・国民健康保険県調整繰出金	20,839,405	20,839,405
・その他	9,326,710	9,326,710
	13,704,000	13,594,076

○保健衛生

・自立支援医療 (精神通院医療) 公費負担	8,794,523	4,473,309
・特定医療費給付・小児慢性特定疾病医療費給付	3,215,165	1,675,804
・地域医療介護総合確保基金造成 (医療分)	3,152,813	1,576,409
・その他	1,360,495	345,275
	1,066,050	875,821

II 県が独自に取り組んでいる主な社会保障施策に要する経費

9,029,340

9,013,860

○社会福祉

・軽費老人ホーム利用料補助	848,720	841,138
・在宅要援護者総合支援 (高齢者・障害者)	756,074	754,492
	92,646	86,646

○保健衛生

・福祉医療対策 (子ども医療費補助)	8,180,620	8,172,722
・福祉医療対策 (重度心身障害者・母子家庭等医療費補助)	4,592,400	4,584,502
・福祉医療制度減額調整繰出金	3,190,629	3,190,629
	397,591	397,591

※令和6年度決算における「地方消費税引上げ分が充てられた社会保障施策に要する経費」については、上記のとおりです。